

葛城市デジタル情報を活用したまちづくり推進条例（案）の概要について

1、条例制定の目的及び背景

現在、我が国は少子高齢・人口減少社会の到来をはじめとする社会課題に直面し、まちづくりや行政運営の変革が求められています。

このような状況の中、デジタル社会の形成が、国民の利便性の向上等に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、令和3年5月に「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）が成立しました。

葛城市においても、デジタル情報を活用したまちづくりの推進を行うことにより、市民等の利便性向上や社会課題への対応に取り組み、より住みやすさを感じてもらえるまちづくりのため、条例を制定することとしました。

2、条例（案）の説明

（目的）

第1条 この条例は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進が、市民等の利便性の向上に資するとともに、少子高齢化をはじめとする地域社会の課題を解決するうえで極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、本市におけるデジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、デジタル技術の活用により、市民に住みやすさを感じてもらえるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

本条例の目的について定める条文です。市民と市がそれぞれの役割・責務を果たすとともに、デジタル情報を活用することで住みやすさを感じてもらえるまちづくりを目指します。

（用語の定義）

第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) デジタル情報を活用したまちづくり 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) デジタル技術 法第2条に規定する高度情報通信ネットワーク及び情報通信技術をいう。
- (3) 市民等 本市に居住又は滞在する者及び市内に所在する事業者をいう。

本条例で使われている重要な用語を定義する条文です。

(1)(2)本条例における「デジタル情報を活用したまちづくり」及び「デジタル技術」について、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

(定義)

第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術(以下「情報通信技術」という。)を用いて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第三十条において同じ。)として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること(以下「情報通信技術を用いた情報の活用」という。)により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

(3)「市民等」について定義しています。デジタル情報を活用したまちづくりは、市と、市民のみならず事業者をはじめとする多くの主体とが連携して取り組んでいくものであるため、本条例は広く市と関連がある方を対象としています。

(基本理念)

第3条 デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) デジタル技術による地域社会の課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく、豊かに暮らすことのできる社会を目指すこと。

(2) デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、運用上及び財政上の持続可能性を十分に勘案した上で行うこと。

(3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保した上で行うこと。

(4) デジタル情報を活用したまちづくりの推進は、それ自体を目的とするのではなく、常に市民等の利便性等の向上を意識し、柔軟で継続的な改善に取り組むこと。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進における基本理念を定義する条文

です。

(1)本条例は、デジタル技術を使いたくない市民等に対してデジタル技術の活用を強いるものではありません。デジタル技術の活用によって選択肢を増やすことで、一人一人がそれぞれに合ったサービスを受けることができ、誰一人取り残されることなく豊かに暮らすことができる社会を目指します。

(2)新たなサービスや事業の立ち上げに当たっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し取り組んでいきます。

(3)情報通信技術を用いた情報の活用に当たっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で、個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

(4)デジタル情報の活用は目的ではなく課題解決のための手段であることを認識し、デジタル情報の活用について検討する際には市民等の利便性向上に繋がるかという観点を忘れることなく、また、継続的に改善に取り組みます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、常にデジタル技術の活用に関する情報収集を行いつつ、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進しなければならない。

第1条の目的を達成するための市の責務について定義する条文です。市は、この条例で規定する基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する最新の情報を常に把握し、デジタル情報を活用したまちづくりの推進のための施策を総合的に推進していきます。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する理解と関心を深めるとともに、市と協力するよう努めるものとする。

この条文では、市民等の役割について規定しています。デジタル情報を活用したまちづくりの推進に当たっては、市と市民や事業者をはじめとする多くのみなさまと連携して取り組んでいくことが必要です。そのため、「市民等の役割」として、可能な範囲でデジタル情報を活用したまちづくりの推進について理解と関心を深めていただき、市と協力するよう努めていただくことを既定し

ています。

(計画の策定)

第6条 市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

デジタル情報を活用したまちづくりの推進を総合的かつ計画的に実施していくため、計画を策定します。計画は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進の全体像等を示したものを想定しており、ホームページ等で広く公表するものです。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタル情報を活用したまちづくりの推進に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。